

佐久市障害福祉サービス事業施設グループホームしおなだ
譲渡等先事業者審査委員会設置要領

(設置)

第1条 佐久市障害福祉サービス事業施設グループホームしおなだの譲渡等先事業者の選定に係る必要な事項を審査するため、佐久市障害福祉サービス事業施設グループホームしおなだ譲渡等先事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 実施要領等の承認に関すること。
- (2) プロポーザル応募申請書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉部長
- (2) 福祉課長
- (3) 財政課企画幹
- (4) 企画課長
- (5) 浅科支所企画幹
- (6) 佐久広域連合障害者相談支援センター所長

3 委員長は、福祉部長をもって充てる。副委員長は、委員のうちから委員長が選任する。

(委員長等)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

3 委員長に事故等があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、福祉部福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査等について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年8月8日から施行する